

様式第 3 号（第 7 条関係）

パブリックコメント実施結果報告書

1. 案 の 名 称	朝来市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)	
2. 意見等の募集期間	令和 7 年 7 月 7 日 ～ 令和 7 年 8 月 6 日	
3. 意見等の受付件数	1 人 （5 件）	
4. 提出方法の内訳 【人（団体）数】	郵便 1 人	ファクシミリ
	電子メール	持参
実施機関（担当課等）コメント 貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。 上記条例は、事業が実施できる環境を整備するものであり、事業を実施する場合は、環境を整えた上で実施していきたいと考えます。 なお、この条例は国の法律に順じたものであり、提出された 5 件の意見の内容について精査した結果、条例案の修正等は必要ないものと考えます。		
提出された意見等の概要 （類似する意見については、取りまとめて掲載しています。）		
番号	意見等	市の考え方 (修正がある場合は、その内容)
1	在園児の保育の質や安全が低下しないようにして欲しい。	乳児等通園支援事業（通称こども誰でも通園制度）は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化することを目的として、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず利用できる新たな通園給付制度です。子どもの社会性やコミュニケーション能力の発達

2	保育士は現状でも多忙です。これ以上の負担にならないよう人員確保してから運営して欲しい。	を促し、保護者の子育て負担を軽減することといったメリットがある一方で、ご指摘のとおり、在園児への保育の質や園の行事などに影響が出る可能性が懸念されています。 ご意見いただきましたように、在園児の保育の質や安全性の低下、保育士の確保といった課題の改善策を検討しながら、令和8年度の本格実施に向け、制度の整備を進めていきますのでご理解いただきたいと思います。
3	クレーマー、カスハラ、モンスターペアレントに対応できるよう、ルール、マナー、規則を守れない利用者には厳しく対応できるよう条例を定めて欲しい。	苦情への対応については、条例（案）の19条第1項に、事業者が窓口設置等の必要な対応をしなければならないことが規定されています。 利用者には事業の趣旨をご理解いただいた上で利用していただけるよう、丁寧な事業周知をしていきたいと考えております。
4	保育・幼稚園児のイベントには参加できないようにして欲しい。	こども誰でも通園制度は、原則、月一定時間までの利用可能枠の中での利用となりますので、在園児と同じ取り扱いにはならないためご理解いただきたいと思います。
5	奉仕作業への参加を求めたい。	